

## 野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が今年も6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中の7月上旬に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力で抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神障害や生殖障害を引き起こし大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去の協力をお願いします。

けしも大麻同様に麻薬の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで観賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。観賞用として植える場合は、植えていいかどうかを北見保健所に確認してください。



## 不審車(者)見かけたらすぐに通報を

近年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が増加しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結び付く可能性もあります。野山で不審な車などを見かけた場合は、警察に通報してください。

- 北見保健所 (☎ 24-4171)
- 北見警察署訓子府駐在所 (☎ 47-2410)
- 役場町民課環境衛生係 (☎ 47-2203)

## 訓子府消防団

### 新入団員 一挙に8人 町長に入団を報告



高齢化などの影響で、全国的に消防団員が不足していますが、訓子府消防団に平成26年度、新たに8人も入団しました。訓子府消防団は、団員不足を解消しようとして、これまで団員による勧誘やPRチラシを作成し、入団促進活動を行ってきました。4月1日付で3人、5月1日付で5人が入団しました。職業の内訳は、農業2人、会社員、郵便局各1人、町職員4人となっています。団員数は90人となりました。新入団員8人のうち、5人が5月1日に役場を訪れ、菊池町長に入団報告を行いました。坂井悠紀町長は、「団員の勧誘をはじめ、町内各企業・団体そして町のご協力で一挙に8人も入団いただき、感謝しています。新団員には町民の生命と財産を守る消防団の一員としてがんばってほしい」と話していました。

## 「子どもの人権 110 番」 強化週間

「子どもの人権 110 番」は、学校における「いじめ・体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話です。

全国の法務局と人権擁護委員連合会では6月23日から29日までを全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間と定め、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、時間を延長して電話相談に応じることとしていますのでご利用ください。

さい。

- フリーダイヤル 0120-007-110 (全国共通)
- 期間 6月23日(月)～6月29日(日)
- 時間
  - ・6月23日(月)～6月27日(金) 8時30分～19時
  - ・6月28日(土)～6月29日(日) 10時～17時
- 相談担当者 釧路人権擁護委員連合会「子ども人権委員」
- 問合せ 釧路地方方法務局人権擁護課 (☎ 0154-31-5014) 町民課町民相談係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

## 火災のない楽しいレジャー

## 行楽シーズンの火災予防

ハイキングやキャンプなど、屋外での活動が増える行楽シーズンになりました。火災のない楽しいレジャーにするために、次のことに注意しましょう。

- たばこは灰皿のある決められた場所で吸うか、携帯灰皿を携行し、投げ捨ては絶対にやめましょう
- ごみ類は火災発生の原因になるので、各自できちんと持ち帰りましょう
- 火気を取り扱うときは、完全に消火するまでその場を離れないようにしましょう

## 旅館・ホテルなどを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう
  - たばこの火は完全に消えたことを確認し、寝たばこは絶対にしない
  - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

## 6月14日に消防演習

訓子府消防団の消防演習が6月14日(土)14時から訓子府小学校グラウンドと市街地で行われます。

消防団の士気高揚と地域住民防災思想の普及を図るために、ポンプ操法、放水訓練、模擬火災訓練、分列行進などを実施しますので、住民の皆さんのご観覧をお願いします。

消防署訓子府支署

## 平成23年6月1日から義務化の

- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

## 税務職員を募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。税務職員は、人事院が実施する国家公務員採用試験である税務職員採用試験の最終合格者の中から採用されます。平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- 試験の程度 高校卒業程度
- 受験資格 高卒見込みの方および高卒後3年を経過していない方
- 申込み受付
  - インターネット 6月23日(月)～7月2日(水) 申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
  - 郵送または持参

6月23日(月)～6月26日(木)(通信日付印有効)

- 申込み先 (第1次試験地が道内) 人事院北海道事務局 (〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 ☎ 011-241-1248)
- 試験日程
  - 第1次試験 (基礎能力・適正・作文試験) 9月7日(日)
  - 第2次試験 (人物試験および身体検査) 10月16日(木)～10月24日(金)までのうち指定する1日
- 合格発表
  - 第1次 10月9日(木)
  - 最終 11月18日(火)
- 問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当 (☎ 011-231-5011 内線2315) または北見税務署総務課 (☎ 23-7151)